

危機管理連絡会議

日時：平成 26 年 12 月 1 日（月） 18:00 ～

場所：県庁 4 階 405 会議室

協議事項

- ・兵庫県の野鳥に鳥インフルエンザが確認されたことを受けた本県の対応について

資 料 提 供			
年 月 日 (曜日)	担当課 (室) 担当名	電 話	担当者
平成26年12月1日 (月)	自然環境戦略課 生物多様性担当	内線2262	小椋・成田

兵庫県で回収された死亡野鳥における鳥インフルエンザ検査実施状況について

平成26年11月29日に兵庫県南あわじ市において回収されたアイガモを兵庫県が簡易検査を実施したところ、2羽のうち1羽についてA型インフルエンザウイルス「陽性」であることが確認されました。

環境省が野鳥監視重点区域として指定する10km圏内に徳島県の一部が入っているため、県として次のとおり対応します。

今後、環境省が、高病原性鳥インフルエンザウイルスの確定検査を実施しますが、検査結果判定まで数日から1週間程度かかる見込みです。

なお、現時点において病性は未確定ですので、ご注意ください。確定検査の結果、陰性となることもあります。

1 これまでの経緯

- ・11月29日に兵庫県がアイガモ2羽の死体を回収。
- ・12月1日に兵庫県が簡易検査を実施したところ、うち1羽が陽性と判明。
- ・同日、環境省が発生地周辺10km圏内を野鳥重点監視区域に指定
- ・同日夕、鳥取大学へ確定検査のため検体を移送

2 今後の対応

- ・各市町村、鳥獣保護監視員、猟友会、野鳥の会などに、より一層の監視強化を依頼
- ・環境省により指定された野鳥監視重点区域（当該死亡野鳥が回収された場所を中心とする半径10km圏内）において、野鳥の監視を強化する
- ・本県における重点監視区域は、鳴門市内の大毛島の一部

3 注意事項

- ・野生の鳥は、餌がとれずに衰弱したり、環境の変化に耐えられず死んでしまうこともあります。野鳥が死んでいても鳥インフルエンザを直ちに疑う必要はありません。
- ・野生の鳥は、体内や羽毛などに細菌や寄生虫などの病原体があることがあります。死亡した野鳥には素手で触らないでください。
- ・野鳥に接した際には手洗い・うがいを行ってください。

4 その他

野鳥の大量死・不審死を発見した場合、下記機関または最寄りの市町村役場に御連絡、御相談ください。

- ・徳島県県民環境部自然環境戦略課 電話088-621-2262
- ・東部農林水産局（徳島）林業振興担当 電話088-626-8583
- ・南部総合県民局 環境担当 電話0884-28-9860
- ・西部総合県民局 環境担当 電話0883-53-2060

【参考】

環境省のホームページ（環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室）

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/

地理院地図
GSI Maps

